

RENTAL CAR LEASE TERMS

レンタカー貸渡約款

制定: 令和8年（2026年）2月15日

株式会社Maverick

三菱レンタカー 八王子店（三菱自動車ファイナンス特約営業所）

〒192-0032 東京都八王子市石川町2960-5

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に帰す事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2. 借受人はレンタカーが借受人に引き渡される前の瑕疵により使用不可となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

第6条（不可抗力事由による貸渡契約の中途終了）

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不可能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人は、前項に該当する事となった時は、その旨を当社に連絡するものとします。

第7条（中途解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、第26条の中途解約手数料を支払うものとします。
2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡契約を解除したものとします。
3. 前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

第8条（貸受条件の変更）

1. 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒否することができるものとします。

- (1) 貸渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びているとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。
- (4) 予約に際して定めた運転手とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。
- (5) 過去の貸渡について、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。
- (6) 過去の貸渡において、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む）において、第31条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第3章 貸渡自動車

第10条（開始日時等）

当社は、第3条第2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸渡するものとします。

第11条（貸渡方法等）

1. 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第7条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく-

車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで該当レンタカーを貸渡すものとしています。

2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3. 当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局陸運支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

第4章 貸渡料金

第12条（貸渡料金）

1. 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸局陸運支局長に届出て実施している料金表によるものとします。

2. 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

第13条（貸渡料金改正に伴う処置）

前条の貸渡料金を第2条による予約した後に改定した時は、前条第1項にかかわらず、予約の時に適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

第14条（定期点検整備）

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第15条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、借受期間中、借受たレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条（借受人の管理責任）

1. 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2. 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けた時に始まり、当社に返還した時に終わるものとします。

第17条（禁止行為）

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改装若しくは改造する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承諾を受ける事なく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6) 当社の承諾を受ける事なく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

1

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2

当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3

当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自署するものとします。

4

当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5

当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6

第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

7

借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

第19条（自動車貸渡証の携帯義務等）

1

借受人は、レンタカーを借受け期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2. 借受人は、自動車貸渡証を紛失した時は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第20条（賠償責任）

借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。但し、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

第6章 自動車事故の処置等

第21条（事故処理）

1. 借受人は、レンタカーの借受期間中に、該当レンタカーに係る事故が発生した時は、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 該当事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。

(3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定する時は、あらかじめ当社の承諾を受けること。

(4) レンタカーの修理は、特別な理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2. 借受人は、前項によるほか自らの責において事故の解決に努めるものとします。

3

当社は、借受人のため該当レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第22条（補償）

1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第20条の損害賠償責任を次の限度内において、てん補するものとします。

(1) 対人補償 1名限度額 無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）

(2) 対物補償 1事故限度額 無制限（免責額5万円）

(3) 車両補償 1事故限度額 時価額（免責額10万円）

(4) 人身傷害 搭乗中のみ 3,000万円（新規加入）

(5) 搭乗者補償 1名限度額 500万円

2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。

3. 当社が第1項の対人補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払った時は、借受人は、直ちに超過額を当社に弁済するものとします。

第23条（故障等の処置等）

1. 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

2

借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合は、レンタカーの引取り及び修理に要する経費を負担するものとします。また、車両の修理が必要となった場合、損害の程度や修理期間に関係なく、修理期間の営業補償の一部として次の料金をご負担いただきます。

項目	金額
ノンオペレーションチャージ（NOC）	68,000円（税込）

第23条（故障等の処置等（続き））

3. 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不可となった場合には、当社からの代替えレンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4. 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用出来なかった事により生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第24条（不可抗力事由による免責）

1
当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還する事が出来なくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2
借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をする事が出来なくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消し、払戻し等

第25条（予約の取消し等）

1
借受人は、第2条の予約をしたにも関わらず、借受人の都合で予約を取消した場合、又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料があった時、当社は予約申込金を返納するものとします。

2. 当社は、第2条の予約を受けたにも関わらず、当社の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

3. 第2条の予約があったにも関わらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納することとします。

4
当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかった事について、第3項に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第25条補則（予約取消手数料の料率）

予約取消手数料は、貸渡期間全体の基本料金（オプション料金・任意補償料金等を除く、車両本体の貸渡料金）に対し、次の料率を乗じた金額とします。オプション料金・任意補償料金については全額を返金いたします。

取消の時期	取消手数料率
貸渡開始日の8日前まで	無料
7日前～3日前	基本料金の20%
2日前～前日	基本料金の30%
当日（連絡の有無を問わず）	基本料金の100%

なお、法人契約および保険会社経由の代車手配については、個別の契約書又は覚書で別途定めるものとします。

第26条（中途解約手数料）

借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金の他、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金) } × 20%

第27条 (貸渡料金の払戻し)

1. 当社は、次の各号に該当する時は、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払戻すものとします。

(1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除した時は、受領した貸渡料金の全額。

(2) 第6条第1項により貸渡契約が終了した時は、受領した金額から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額。

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約した時は、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額。

2

前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがある時は、これと相殺する事ができるものとします。

第8章 返還

第28条 (レンタカーの確認等)

1. 借受人は、レンタカーを当社に返還する時、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けた時に確認した状態で返還するものとします。

2. 当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3. 借受人は、レンタカーの返還にあたって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がない事を確認して返還するものとし、当社は、返還後に遺留品について責を負わないものとします。

第29条 (レンタカーの返還時期等)

1. 借受人は、レンタカーを借受期間中に返還するものとします。

2. 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長した時は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

第30条 (レンタカーの返還場所等)

1. レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。但し、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2. 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用を負担するものとします。

3. 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受ける事なく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還した時は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料 = 返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用 × 200%

第31条 (レンタカーが乗逃げされた場合の処置)

1

当社は、借受人が貸渡期間満了の時から72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明等乗逃げされたものと認められる時は、刑事告訴を行うなど法的手続きの他、(社)全国レンタカー協会への乗逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当する事となった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3. 第1項に該当する事となった場合、借受人は、第20条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

第32条（信用情報の登録と利用の合意）

借受人は、前条第1項に該当する事となった時は、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、（社）全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録される事、並びにその情報が（社）全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用される事に同意するものとします。

第33条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（1）道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

（2）借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

（3）貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

（4）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

（5）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第34条（個人情報の利用の同意）

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

（1）当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

（2）当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

（3）第31条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第35条（GPS機能及び自動車メーカー等の車両通信機）

1

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（1）貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

（2）その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

（3）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2

借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

3

借受人及び運転者は、レンタカーに自動車メーカーやその提携事業者、及び情報通信事業者等（以下あわせて「自動車メーカー等」といいます。）の車両通信機が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー等が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が公表している利用目的のため、車両通信機よりレンタカーの車両状態情報（稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等）を取得する必要があることに同意するものとします。

4. 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当社が同目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける場合があることに同意するものとします。

第36条（ドライブレコーダー）

1. 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

(2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況等を確認するため。

(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2

借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第37条（反社会的勢力の排除）

1

借受人及び運転者は、現在、自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団等反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び次の各号いずれにも該当しないことを相手方に対して表明・保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明・保証します。

(1) 暴力団等反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借受人及び運転者は、自ら又は自己の役員若しくは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを表明・保証します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3

借受人及び運転者は、如何なる場合でも、自己が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する当社による調査に協力し、当社が必要とする場合、当該調査に必要な情報を当社に提供します。また、当該調査のために借受人又は運転者の情報（個人情報を含むが、これに限らない）を当社が第三者に提供することに、異議なく同意します。

4

借受人又は運転者が第1項及び第2項の表明・保証若しくは第3項の協力義務に違反した場合、借受人は、当社が催告を要しないで貸渡契約及び借受人との間に締結されている一切の他の契約を解除することに同意します。なお、借受人は、当社が被った損害を賠償するものとし、当該解除によって借受人又は借受人の役員に損害が生じても、当社が一切の責任を負わないことに同意します。

第9章 雑則

第38条（遅延損害金）

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った時は、当社に対し年利18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第39条（契約の細則）

- 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定める事が出来るものとします。
- 当社は、別に細則を定めた時は、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又、これを更新した場合も同様とします。

第40条（管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は、貸渡を行った営業所を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。当店の場合、東京地方裁判所八王子支部を専属合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、令和8年（2026年）2月15日から実施します。

発行者

株式会社Maverick

〒807-0075 福岡県北九州市八幡西区下上津役4丁目26-1

本社 TEL: 093-613-4900

適格請求書発行事業者登録番号: T5290801025063

自家用自動車有償貸渡業 許可番号: 九運福本第3420号（九州運輸局福岡運輸支局、令和8年3月13日）

貸渡を行う店舗

三菱レンタカー 八王子店（三菱自動車ファイナンス特約営業所）

〒192-0032 東京都八王子市石川町2960-5

TEL: 042-649-4925 / FAX: 042-649-4926

営業時間: 9:00～19:00（不定休）